

# 重要事項説明書

AIG損害保険株式会社

## はじめに

お客さまのご意向に基づき、弊社にて契約プランをご案内していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。

タブレット端末にてお申し込みいただく際には、お申し込み画面の「申し込みます」ボタンを押し、画面上で署名をいただくことで、ご契約が成立します。

画面に表示される、ご契約いただく内容やこの重要事項説明書の内容を十分にご確認のうえ、「申し込みます」ボタンを押してください。

(注) 書面によるお申し込みの場合、保険申込書への署名または捺印は、この説明書の受領印を兼ねています。

ご契約成立後、「保険契約手続き完了のご案内」(ハガキ)を郵送します。

ご契約の保険商品や保険期間(保険のご契約期間)などのほか、以下の内容が記載されていますので、ご確認のうえ、大切に保管してください。

- 弊社ホームページの「e証券」(インターネット契約内容確認サービス)へのアクセスに必要な「ID/パスワード」
- ご契約手続きの記録(申込日時・場所など)
- 保険に関するご質問・ご相談などのお問い合わせ先や、万一の事故発生時のご連絡先

保険証券および保険の約款は、発行しません。

- ご契約内容は「e証券」(インターネット契約内容確認サービス)にてご確認いただけます。
- 保険の約款(e約款)も、弊社ホームページの「e約款」にて、ご確認いただけます。

(注) 弊社ホームページの閲覧が可能なインターネット環境が必要です。

「e証券」へのアクセスには、前述の「保険契約手続き完了のご案内」(ハガキ)に記載されている「ID/パスワード」が必要です。

売上高が確認できる書類をご提示いただきます。

保険料の算出のため、お客さまの直近会計年度1年間の売上高が確認できる書類の提示をお願いします。なお、「財産に関する補償」のみをご契約される場合は取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注) その他、必要な書類の提示をお願いすることがあります。

従業員などの代表の方による同意が必要です。 **業務災害に関する補償**

- 「業務災害に関する補償」のご契約には、お客さまが従業員などの災害補償のためにこの保険をご契約されることについて、所定の書類により、従業員などの代表の方から同意(署名・捺印)をいただく必要があります。
- この同意および保険の約款に基づき、お客さまが受け取られた従業員などの災害補償のための保険金は、その全額を従業員などやそのご遺族にお支払いいただきます。

この説明書では、総合事業者保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

## 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

## 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて弊社ホームページのe約款をご参照ください。

- ご契約者と被保険者(補償対象者)が異なる場合には、この説明書に記載の事項を、被保険者(補償対象者)の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

# 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1) 商品の仕組み

## 契約概要

この保険は、ご契約者の事業を取り巻く様々なリスクに対して総合的に補償する保険であり、お客さまのニーズに合わせて補償の選択ができます。この保険は、次の4つの補償から構成されており、1つ以上を選択のうえ、ご契約いただきます。

### 総合事業者保険

業務災害に関する補償

賠償責任に関する補償

雇用リスクに関する補償

財産に関する補償

## (2) 基本となる補償および保険金額の設定方法等

### ① 基本となる補償

#### 契約概要

#### 業務災害に関する補償

従業員の工作中的ケガや、仕事が原因のうつ病や脳・心疾患など<sup>(※1)</sup>に対して業務災害補償として負担する損害に対して、保険金<sup>(※2)</sup>をお支払いします。  
(※1) うつ病や脳・心疾患などは、政府労災での取扱いなどの条件を満たした場合に限ります。  
(※2) 死亡・後遺障害・入院・手術の各補償保険金のうち、補償の対象としてご契約された補償保険金となります。

#### 賠償責任に関する補償

事業活動に起因する他人のケガや他人の財物の損壊などについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金<sup>(※)</sup>をお支払いします。  
(※) 損害賠償金、争訟費用など

#### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

#### 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

雇用リスクに関する補償	財産に関する補償
<p>不当雇用慣行<sup>(※1)</sup>または第三者ハラスメント<sup>(※2)</sup>を請求の理由として、保険期間中に、損害賠償請求された場合に被る損害、および社外の労働組合などから不当雇用慣行の申立てを受け弁護士に相談した費用に対して、保険金<sup>(※3)</sup>をお支払いします。</p> <p>(※1)会社との雇用関係に関する、不当な解雇、ハラスメントなどをいいます。  (※2)役員または従業員が会社の業務の遂行上、またはその地位に関連して、個人に対して行ったハラスメントまたは名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為、プライバシーの侵害をいいます。  (※3)損害賠償金、和解・示談金、防御費用など</p>	<p>火災、落雷、風災などによって、保険の対象(建物、設備・什器<sup>じゅうき</sup>等、商品・製品等)に発生した損害に対して、保険金<sup>(※)</sup>をお支払いします。</p> <p>(※)損害保険金、残存物取片づけ費用保険金など</p>

## ② 保険金をお支払いしない主な場合

### 契約概要

### 注意喚起情報

業務災害に関する補償	賠償責任に関する補償	雇用リスクに関する補償	財産に関する補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)</li> <li>● 石綿(アスベスト)が原因の病気</li> <li>● むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの</li> <li>● 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 次の事由により生じたケガなど <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意または重大な過失</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)</li> <li>● 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転</li> <li>● 戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>● 放射線照射・放射能汚染</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次の事由による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意</li> <li>● 地震・噴火・洪水・津波・高潮</li> <li>● 戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>● 核燃料物質などの放射性・爆発性などの有害な特性</li> <li>● 放射線照射・放射能汚染</li> <li>● 石綿(アスベスト)およびその代替物質の発がん性などの有害な特性</li> <li>● 医師、弁護士などの専門職業務の遂行</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次の事由による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令・契約に違反することを知らずに行った行為</li> <li>● この補償の初年度契約の保険期間開始日(以下、「遡及日」といいます。)より前に行われた不当な解雇など</li> <li>● 遡及日以前に損害賠償請求されるおそれがあることを知っていた場合</li> <li>● ケガ・病気または財物の損壊</li> <li>● 他の会社などと次のいずれかの取引が有効になった日の後の行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 合併・統合・子会社化</li> </ul> </li> </ul> <p>(注)これらの取引が有効になった日の後の行為を補償するためには、所定のお手続きが必要です。</p> <p>次の事由を原因とする弁護士への相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2014年8月29日以前になされていた不当な行為の申立て</li> <li>● 遡及日以前になされていた不当な行為の申立て</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>次の事由による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 故意もしくは重大な過失または法令違反</li> <li>● 戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(「地震危険補償」セット時はお支払いします。)</li> <li>● 核燃料物質などの放射性・爆発性などの有害な特性</li> <li>● 保険の対象である設備・什器<sup>じゅうき</sup>等または商品・製品等が屋外にある間に生じた事故</li> <li>● 冷凍・冷蔵物について 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止に起因する温度変化</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

### ③ セットできる補償 契約概要

業務災害に関する補償	賠償責任に関する補償	雇用リスクに関する補償	財産に関する補償
基本補償	基本補償	基本補償	基本補償
休業補償	基本補償の補償拡張		その他不測かつ突発的な事故補償
病気補償	受託・保管物の補償		水災危険補償
賠償補償、法律相談費用の補償	リコール費用補償		地震危険補償
業務災害関連費用の補償	食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償		屋外設備・装置の補償
業務外のケガの補償	借家人賠償責任補償(包括補償)		休業損失補償
天災補償(地震、噴火、津波補償)	個人情報漏洩危険補償		借家人賠償責任補償(個別補償)

### ④ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.~d.にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額・自己負担額(免責金額)については、保険金額欄や「保険の約款」などでご確認ください。
- b. 各保険金額は、引受けの限度額があります。また、現在の事業内容や他の保険契約の有無により、保険金額を制限させていただくことがあります。保険金額は、ご契約者の災害補償規定などに定める金額を基準として適正な額となるように設定してください。
- c. 業務災害に関する補償 各特約のセットの可否および保険金額などの設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係により、一定の制限が定められています。
- d. 業務災害に関する補償 保険金額・日額は、公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間(保険のご契約期間): 1年
- 補償の開始: 保険期間の開始日の午後4時(異なる時刻を設定した場合は、その時刻)
- 補償の終了: 保険期間の終了日の午後4時

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険期間欄でご確認ください。

## (3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償内容により以下の要素によって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、保険料欄でご確認ください。

●保険金額・自己負担額(免責金額) ●事業内容(業種) ●直近会計年度(1年間)の売上高<sup>(※)</sup> ●保険料払込方法 ●建物の構造 ●借戸室の面積 など

(※) ご確認させていただいた金額が実際の金額に不足する場合は、お支払いする保険金をその割合により削減させていただくことがあります。

### ② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、次表のとおりです。

払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○ <sup>(※)</sup>	○ <sup>(※)</sup>	○

(※) すべての契約に「初回保険料の口座振替に関する特約」が自動的にセットされます。

### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

- 保険料は、払込期日(金融機関所定の振替日)までに払い込んでください。
- 払込猶予期間(払込期日の翌々月末日<sup>(※)</sup>まで)内に保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いいたしません。また、ご契約を解除する場合があります。  
(※) ご契約者に故意または重大な過失があった場合は、翌月末日となります。
- 保険料の払込猶予期間は、他の保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

## (4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項のうち、申込みの手続きに際して告知事項として申告を求める項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を申告しなかった場合には、ご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### 【告知事項】

共通	賠償責任に関する補償	雇用リスクに関する補償	財産に関する補償
<ul style="list-style-type: none"><li>●保険料算出基礎(売上高)※</li><li>●主たる事業名(業種)および保険料算出の基礎における割合※</li><li>●「他の保険契約」の有無。有の場合は、その金額</li></ul> <p>(※)「財産に関する補償」のみをご契約される場合には取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償</li><li>●補償利益・費用の年間予想額の売上高に対する割合</li><li>●借家人賠償責任補償</li><li>●保険料算出基礎(借戸室の総面積)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●過去3年の間に、「雇用リスクに関する補償」で補償される事故と同種の事故の有無</li></ul> <p>(注)この補償の継続契約の場合、申告は不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>●保険の対象の所在地</li><li>●建物の居住の有無</li><li>●専有面積</li><li>●建物構造(構造級別)</li><li>●建物内の職業種別・作業種別・作業規模</li></ul>

### (2) クーリングオフ

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

### 3 契約締結後におけるご注意事項

#### (1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。通知された内容によっては、保険料を返還または追加保険料を請求する場合があります。ご通知がない場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

##### 【通知事項】

共通	業務災害に関する補償	賠償責任に関する補償	財産に関する補償
分離・分社化、合併、法人化などで、下記事項に変更が生じた場合 <sup>(※)</sup> <ul style="list-style-type: none"><li>●保険料算出基礎(売上高)</li><li>●主たる事業名(業種)および保険料算出の基礎における割合</li></ul> <p>(※)「財産に関する補償」のみをご契約される場合には取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。</p>	●法定外補償規定を新設または変更した場合	食中毒・特定感染症発生時の喪失利益等補償  ●補償利益・費用の年間予想額の売上高に対する割合が変わった場合	●2 (1)告知義務「財産に関する補償」に記載の項目に変更が生じた場合

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ①保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合

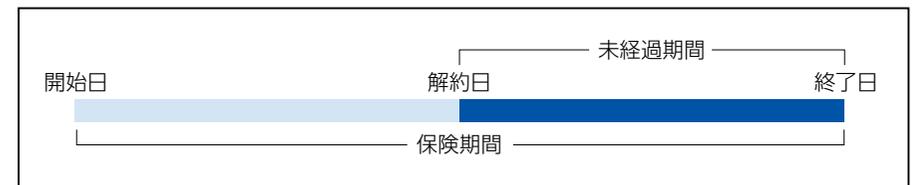
#### (2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注)解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URLについてはP11参照)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

## その他ご留意いただきたいこと

### (1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

### (2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象<sup>(※1)</sup>となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(※1) 保険契約者が個人または小規模法人<sup>(※2)</sup>である場合に限り補償されます。  
(※2) 「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。

	保険金	解約返戻金
補償割合	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月经過後の事故)	80%

### (3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

### ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

### (4) 継続契約について

- ご継続にあたっては、満期日までにお手続きをお願いします。

(注) **雇用リスクに関する補償** では、ご契約のお手続きが遅れ、保険期間が空ってしまった場合には、その後のご契約の保険期間の開始日より前に発生した不当な解雇などは、補償の対象となりません。

- 保険金請求状況や補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

## (5) 他の会社と合併、統合した場合または他の会社の子会社になった場合

### 雇用リスクに関する補償

次のいずれかの取引が有効になった日の後の行為による損害については保険金をお支払いできませんが、所定のお手続きをしていただくことで補償することができます。お手続きの方法については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

- 他の会社などと合併、統合をすること。
- 他の会社などの子会社になること。

## (6) 「賠償責任保険付き」表示の禁止

### 賠償責任に関する補償

お客さまが製造・販売・供給する製品などに「賠償責任保険付き」などの表示を行うことはできませんのでご注意ください。

## (7) 保険の対象を譲渡した場合など

### 財産に関する補償

建物などを譲渡<sup>(※)</sup> (売却・贈与など) により名義変更するときおよび建物の買替えや建替えをするときは、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

(※) 保険の対象が譲渡されると、該当する保険契約は失効します。

## (8) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として事故などを発生させた場合

- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

## (9) 事故が起こった場合

### ① 事故発生時のご注意

- a. 遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社に、ご連絡ください。
  - 事故などが発生した場合には、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡いただき、その後の対応についてご相談ください。
  - 損害の発生、拡大の防止に必要な手段を講じるとともに、他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合には、その権利の保全・行使に必要な手続きを行ってください。
  - 正当な理由がなくこれらの手続きを怠った場合には、それによって弊社が被った損害の額または発生・拡大を防止できたと認められる損害の額などを差し引いて保険金をお支払いします。
- b. 示談交渉について
  - 弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができません。(被害者からの損害賠償請求に対して、その解決のための助言、協力を行うことができます。)
  - 事故などが起きた場合は、弊社と相談いただきながら、お客さまご自身で被害者と示談交渉を進めていただくこととなります。

### ② 保険金請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただきます。

必要書類<sup>(※)</sup>は、事故などの発生のご連絡をいただいた際にご案内します。

(※) 主な必要書類につきましては、**資料1** をご確認ください。

### ③ 保険金のお支払い

#### a. 保険金のお支払時期

弊社は、請求完了日(保険金のご請求に必要となる書類が揃った日)からその日を含めて30日以内に、事故などの原因や発生状況、保険金の支払対象となる事故か否かなど、保険金のお支払いに必要な確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、所定の照会・調査が必要な場合は、30日を超えて<sup>(※)</sup>保険金をお支払いすることがあります。

(※)所定の照会・調査内容と日数については、**資料2**をご確認ください。

#### b. 他の保険契約(共済を含みます。)がある場合のお支払方法

実際に生じた損害・損失・費用の額に対して保険金をお支払いする補償では、同一の補償を提供する他の保険契約があっても、その損害・損失・費用を超える額に対しては、保険金をお受け取りいただけません。

#### 業務災害に関する補償

#### 賠償責任に関する補償

#### 財産に関する補償

- 他の保険契約の保険金が支払われていない場合は、その保険契約がないものとして弊社が支払うべき金額をお支払いします。
- 他の保険契約から支払われた保険金がある場合は、損害・損失・費用の額からその額を差し引いてお支払いします。

(注1)賠償責任に関する補償については、自賠責保険・自動車保険などから支払われるべき金額の超過分に対してお支払いすることがあります。

(注2)財産に関する補償については、他の保険契約が新価(再調達価額)払でない場合、他の保険契約から支払われるべき金額の超過分に対して損害保険金をお支払いすることがあります。

#### 雇用リスクに関する補償

- 他の保険契約(この保険契約の他の補償を含みます。)から支払われるべき金額の超過分に対して保険金をお支払いします。
- 他の保険契約も超過分を補償する保険である場合は、次のとおり、保険金をお支払いします。
  - ・他の保険契約の保険金が支払われていない場合は、その保険契約がないものとして弊社が支払うべき金額をお支払いします。
  - ・他の保険契約から支払われた保険金がある場合は、損害の額からその額を差し引いてお支払いします。

#### c. 保険金請求権の時効

保険金請求権には、時効(3年)がありますので、ご注意ください。

#### d. 第三者に対する権利の取得

被保険者が他人から損害賠償を受けられる場合で、弊社がその損害について保険金を支払ったときは、弊社は、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

#### e. 被害者の先取特権

被保険者と被害者との間で確定した損害賠償金に対して、被保険者が保険会社に保険金を請求する権利について、被害者は先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

#### f. 保険金請求権の譲渡または質権の設定

損害賠償金に対する保険金請求権は、他人への譲渡、または質権の設定ができませんので、ご注意ください。

# 各種ご説明などの掲載先・お問い合わせ先

## 1.パンフレット・e約款・e証券・解約時の返還保険料の計算方法の掲載先(弊社ホームページ)

パンフレット・e約款・e証券・解約時の返還保険料の計算方法は、弊社ホームページにてご確認ください。

- パンフレット(補償内容のご説明など) 【URL】<https://www.aig.co.jp/sonpo/business/product/smartprotect/>
- e約款(保険の約款) 【URL】<https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/smartprotect>
- e証券(インターネット契約内容確認サービス) 【URL】<https://www.aig.co.jp/sonpo/epolicy/>  
(注)アクセスには、ご契約成立後にお送りする「ご契約手続完了のご案内」(ハガキ)に記載されている「ID/パスワード」が必要です。
- 解約時の返還保険料の計算方法 【URL】<https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/b/>

## 2.保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは 0120-016-693(通話料無料)  
受付時間:平日・土・日・祝日  
午前9時～午後5時  
(年末年始を除きます。)
- ご不満・ご意見のお申出は お客さまの声室  
0120-246-145(通話料無料)  
受付時間:午前9時～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

## 3.事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。  
(事故以外のお問い合わせは左記2.へご連絡ください。)  
事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは  
0120-01-9016(通話料無料)  
受付時間:24時間365日

## 4.弊社の契約する指定紛争解決機関

**注意喚起情報**

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>  
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、IP電話からの直通電話番号は、そんぽADRセンターのホームページをご確認ください。  
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン  
03-5425-7963(通話料有料)  
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時  
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)  
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。  
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

## 資料1

### ■ 保険金請求に必要な主な書類

～ 「 **その他ご留意いただきたいこと** (9)事故が起こった場合 ② 保険金請求に必要な書類 」 ～

業務災害に関する補償	賠償責任に関する補償	雇用リスクに関する補償	財産に関する補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金請求書</li> <li>● 死亡診断書、傷病の診断書</li> <li>● 公の機関の証明書 (交通事故証明書など)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金請求書</li> <li>● 損害およびその額を証明する書類 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金請求書</li> <li>● 損害賠償請求の確認ができる書類</li> <li>● 損害およびその額を証明する書類 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金請求書</li> <li>● 損害発生の有無を確認する書類</li> <li>● 損害の程度を立証する書類</li> <li>● 損害等の額を確認する書類</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(損傷箇所の写真、修理見積書、領収証、確定申告書・決算書などの会計書類 など)</p>

(注) 弊社は事故状況や損害などの内容に応じて、ご契約者または被保険者に対して、上記以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

## 資料2

### ■ 保険金お支払時期を延長する照会・調査内容

～ 「 **その他ご留意いただきたいこと** (9)事故が起こった場合 ③ 保険金のお支払い a.保険金のお支払時期 」 ～

次の特別な照会・調査が必要な場合は、請求完了日(保険金のご請求に必要な書類が揃った日)からその日を含めて、次の日数以内に、保険金をお支払いします。

照会・調査内容	日数
必要事項 <sup>(※)</sup> を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会または弁護士、法律家などへの照会	180日
必要事項 <sup>(※)</sup> を確認するための、医療機関、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における必要事項 <sup>(※)</sup> を確認するための調査	60日
日本国内で必要な確認が取れない場合の日本国外における調査	180日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、専門機関による認定審査結果の照会	120日
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における必要事項 <sup>(※)</sup> を確認するための調査	365日

(※) 必要事項とは、事故の原因や発生状況、ケガ・病気の程度や治療内容、損害などの発生の有無や程度、事故と損害との因果関係、保険金の支払対象外となる事実の有無、ご契約の効力などをいいます。